

## 設計業務共通仕様書 新旧対照表

改訂後	現行
<p>設計業務共通仕様書</p> <p>目次 [略]</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1-1条 [略]</p> <p>第1-2条 用語の定義 略</p> <p>(1)～(28) [略]</p> <p><u>(29)「連絡」とは、監督職員と受注者の間で、契約書第18条に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどにより互いに知らせることをいう。なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。</u></p> <p><u>(30)「電子納品」とは、電子成果品を納品することをいう。</u></p> <p><u>(31)「情報共有システム」とは、監督職員および受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。なお、本システムを用いて作第1編 共通編 第1章 総則 I-4-3 成および提出等を行ったものについては、別途紙に出力して提出しないものとする。</u></p>	<p>設計業務共通仕様書</p> <p>目次 [略]</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1-1条 [略]</p> <p>第1-2条 用語の定義 略</p> <p>(1)～(28) [略]</p> <p><u>【新設】</u></p> <p><u>【新設】</u></p> <p><u>【新設】</u></p>

(32) 「了解」とは、契約図書に基づき、監督職員が受注者に指示した処理内容・回答に対して、受注者が理解して承認することをいう。

(33) 「受理」とは、契約図書に基づき、受注者、監督職員が相互に提出された書面を受け取り、内容を把握することをいう。

(34) 「書面」とは、発行年月日を記録し、記名（署名又は押印を含む）したものを有効とする。ただし、情報共有システムを用いて作成し、指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答、協議、提出、提示する場合は、記名がなくても有効とする。

(35) 「成果物」とは、受注者が契約図書に基づき履行した設計業務等の成果を記録した図書、図面および関連する資料をいう。

(36) 「検査」とは、契約図書に基づき、検査職員が設計業務等の完了を確認することをいう。

(37) 「打合せ」とは、設計業務等を適正かつ円滑に実施するために管理技術者等と監督職員が面談により、業務の方針および条件等の疑義を正すことをいう。

(38) 「修補」とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。

(39) 「協力者」とは、受注者が設計業務等の遂行に当たって、再契約する者をいう。

(29) 「了解」とは、契約図書に基づき、監督職員が受注者に指示した処理内容・回答に対して、受注者が理解して承認することをいう。

(30) 「受理」とは、契約図書に基づき、受注者、監督職員が相互に提出された書面を受け取り、内容を把握することをいう。

(31) 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は押印したものを有効とする。ただし、情報共有システムを用いて作成し、指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答、協議、提出、掲示する場合は、記名がなくても有効とする。緊急を要する場合はファクシミリ又は電子メールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面を差し換えるものとする。  
なお、電子納品を行う場合は、別途監督職員と協議するものとする。

(32) 「成果物」とは、受注者が契約図書に基づき履行した設計業務等の成果を記録した図書、図面および関連する資料をいう。

(33) 「検査」とは、契約図書に基づき、検査職員が設計業務等の完了を確認することをいう。

(34) 「打合せ」とは、設計業務等を適正かつ円滑に実施するために管理技術者等と監督職員が面談により、業務の方針および条件等の疑義を正すことをいう。

(35) 「修補」とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。

(36) 「協力者」とは、受注者が設計業務等の遂行に当たって、再契約する者をいう。

(40) 「使用人等」とは、協力者又はその代理人、若しくはその使用人その他これに準ずるものをいう。

第 1 - 3 条 ～ 第 1 - 6 条 [略]

### 第 1 - 7 条 照査技術者および照査の実施

受注者は、発注者が設計図書において定める場合には、設計業務等における照査技術者を定め発注者に通知しなければならない。

- 2 照査技術者は、設計業務等の履行にあたり、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）、博士（業務に該当する部門）、農業土木技術管理士、シビルコンサルティングマネージャー（業務に該当する部門）、畑地かんがい技士（畑地かんがい業務に限る）、農業水利施設機能総合診断士（農業水利施設システムの総合的な機能診断業務に限る）、農業農村地理情報システム技士（地理情報システムに関する業務に限る）、農業水利施設補修工事品質管理士〔コンクリート構造物分野〕（農業水利施設補修工事（コンクリート構造物）の業務に限る）のいずれかの資格を有するもの又は、これと同等の能力と経験を有する技術者であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。
- 3 照査技術者は、照査計画を作成し業務計画書に記載し、照査に関する事項を定めなければならない。
- 4 照査技術者は、設計図書に定める又は監督職員が指示する業務

(37) 「使用人等」とは、協力者又はその代理人、若しくはその使用人その他これに準ずるものをいう。

第 1 - 3 条 ～ 第 1 - 6 条 [略]

### 第 1 - 7 条 照査技術者および照査の実施

受注者は、発注者が設計図書において定める場合には、設計業務等における照査技術者を定め発注者に通知しなければならない。

- 2 照査技術者は、設計業務等の履行にあたり、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）、博士（業務に該当する部門）、農業土木技術管理士、シビルコンサルティングマネージャー（業務に該当する部門）、畑地かんがい技士（畑地かんがい業務に限る）、農業水利施設機能総合診断士（農業水利施設システムの総合的な機能診断業務に限る）、農業農村地理情報システム技士（地理情報システムに関する業務に限る）、農業水利施設補修工事品質管理士〔コンクリート構造物分野〕（農業水利施設補修工事（コンクリート構造物）の業務に限る）のいずれかの資格を有するもの又は、これと同等の能力と経験を有する技術者であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。
- 3 照査技術者は、照査計画を作成し業務計画書に記載し、照査に関する事項を定めなければならない。
- 4 照査技術者は、設計図書に定める又は監督職員が指示する業務

の節目毎にその結果の確認を行うとともに、照査技術者自身による照査を行わなければならない。

5 照査技術者は、業務完了に伴って照査結果を照査報告書として取りまとめ、記名（署名又は押印を含む）のうえ管理技術者に提出しなければならない。

6 照査技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受注者は発注者の承諾を得なければならない。

第1-8条 ～ 第1-38条 [略]

第2章 設計業務 [略]

の節目毎にその結果の確認を行うとともに、照査技術者自身による照査を行わなければならない。

5 照査技術者は、業務完了に伴って照査結果を照査報告書として取りまとめ、署名押印のうえ管理技術者に提出しなければならない。

6 照査技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受注者は発注者の承諾を得なければならない。

第1-8条 ～ 第1-38条 [略]

第2章 設計業務 [略]